

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案					
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)					
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	
市長	省略				市長					
	三田市まちづくり基本条例進捗管理委員会	三田市まちづくり基本条例(平成24年三田市条例第35号)において検討することとされている事項についての進捗管理	5人以内	諮問に係る審議が終了するまで	省略					
	三田市情報公開審査会	(1) 三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号)第18条の規定による諮問に関する事項についての調査審議 (2) 情報公開に関する重要な事項について意見を述べること。	5人以内	2年	三田市情報公開審査会	(1) 三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号)第18条の規定による諮問に関する事項についての調査審議 (2) 情報公開に関する重要な事項について意見を述べること。	5人以内	2年	省略	
	省略				省略					
	三田市まちづくり基本条例協働委員会	地域コミュニティのあり方及び協働のまちづくりの推進方策に関する事項についての調査審議	14人以内	諮問に係る審議が終了するまで	省略					
	三田市健康福祉審議会	市の健康福祉施策に関する事項についての調査審議	50人以内	2年	三田市健康福祉審議会	市の健康福祉施策に関する事項についての調査審議	50人以内	2年	省略	
	省略				省略					
省略				省略						
以下省略					以下省略					